

◇職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 指定職給料表の適用を受ける職員及び特定任期付職員が所定の勤務時間が割り振られた日において所定の勤務時間以外の時間に勤務をした場合における管理職員特別勤務手当の額等を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)